

板橋区立高島第二小学校

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、高島第二小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものととなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

48 板橋区立高島第二小学校

学校危機管理マニュアル

目次

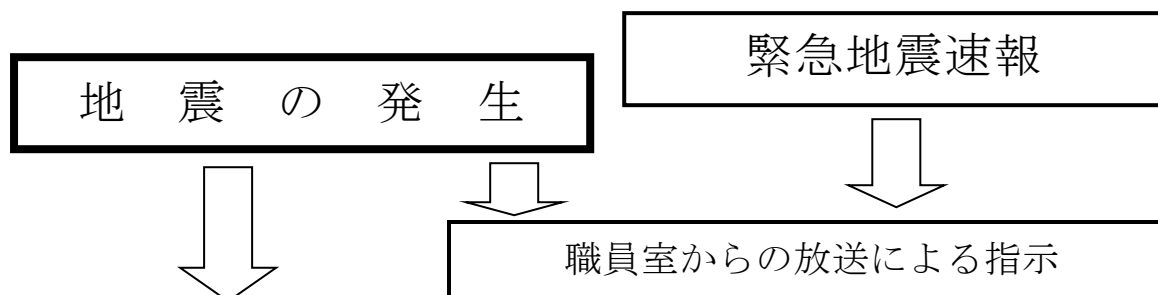
災害対応

- 1 地震発生時の対応／校内・・・・・・・・・・ 1
- 2 地震発生時の対応／校外学習時・・・・・・・・ 2
- 3 地震による津波発生時の対応・・・・・・・・ 3

令和 7 年 3 月 2 5 日 現在

災害対応

1 校内の地震発生時の対応



第一次避難（その場で身を守る。）

教室内にいた場合	机の下に入り、机の脚を手でつかむ。
廊下や階段付近にいた場合	近くの教室に入り、教室内にいた場合の対応をする。
トイレ内にいた場合	窓から離れて、身を低くする。
体育館にいた場合	中央に集まり身を低くする。落下物から身を守る。
校庭にいた場合	中央に集まり身を低くする。

第二次避難

避難指示により校庭への避難（担任または指導教員）
震度5弱以上であれば、原則として保護者への引き渡しを行う。

授業中	学級ごとに担任または指導教員が誘導
休み時間中	・校庭の場合はそのまま学級ごとに集合 ・校舎内の場合は、各階ごとに職員が誘導
清掃中	・各階ごとに職員が誘導
クラブ・委員会活動中	活動場所ごとに担当教員が誘導

- ①荷物は持たない。
- ②防災頭巾を被る。（可能な範囲で）
- ③冬季は上着を着るなどの防寒対策をする。（可能な範囲で）

児童の安否確認

担任が確認する。

災害時の緊急措置を行う基準に従って対応

- ①引き渡しの場合は、教室に荷物を取りに戻らない。靴は上履きのまま。
- ②引き渡しの際は、出席簿等の名簿に記録する。
- ③強い余震が起こる可能性があるため、しばらくは安全な場所で待機する。
校舎内で待機できる様態になった場合は、体育館を使用する。
- ④校舎内で待機できない場合は、防災備蓄倉庫のテントや毛布を使用する場合がある。
- ⑤学校施設の損壊や倒壊の恐れがある場合は、第三次避難場所（高島第二中学校）に避難する。

教育委員会（指導室）への連絡 3 5 7 9 － 2 6 4 3

2 校外学習時の地震発生時の対応

実地踏査による避難場所等の確認

実施時の避難場所等の確認

地震の発生

緊急地震速報

引率責任者のからの指示

第一次避難（その場で身を守る。）

室内にいた場合	テーブル等の下に入る。
廊下や階段付近にいた場合	近くの部屋に入り、室内にいた場合の対応をする。
体育館や展示室等にいた場合	窓から離れて、中央に集まり身を低くする。
屋外（公園等）にいた場合	広場の中央に集まり身を低くする。
屋外（道路等）にいた場合	その場で身を低くし、揺れがおさまったら安全な場所に避難する。
交通機関や施設内にいた場合	施設職員からの指示に従う。

第二次避難

事前に決めた場所への避難

- ①事前に決めた避難場所が使用できない場合は、他の安全な場所に避難する。
- ②海岸や川の近くにいた場合は、津波を想定して高い場所へ避難する。

児童の安否確認

担任が確認する。

けが人等の救護

救護状況は学年主任に報告→副校長・校長へ報告

けが人が出た場合は、応急措置をするとともに必要に応じて救急車を要請する。

学校・保護者への連絡 3 9 3 6 - 1 5 6 1

校外学習の場所や状況に応じて、帰校または保護者への引き渡しの方法を検討する。
(校長判断／校長不在に副校長または引率責任者)

教育委員会（指導室）への連絡 3 5 7 9 - 2 6 4 3

3 地震による津波発生時の対応（風水害含む）

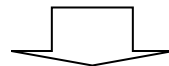
地震による都市型河川の津波警報が発表



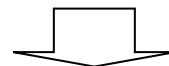
板橋区災害対策本部・水害対策室設置



小・中学校、集会室等の開放措置要請



- ・ 全児童校舎 3 階部への避難
- ・ 重要書類等を 3 階部へ移送



2 階から避難した児童は、3 階部にある
専科教室や特別教室などにクラス単位
で避難

児童の安否確認

担任が名簿にチェックする。

けが人等の救護

救護状況は学年主任に報告→副校長・校長へ報告

災害時の緊急措置を行う基準に従って対応

（警報等が解除された場合）

※危険な状況が続く場合は、引き続き学校に留まる。または板橋区
災害対策本部・水害対策室の指示に従う。

教育委員会（指導室）への連絡 3 5 7 9 － 2 6 4 3